

ウェブサイト月額保守管理契約約款

第1条（約款の適用）

合同会社if（以下、「当社」といいます。）は、「ウェブサイト月額保守管理契約約款」（以下、「本約款」といいます。）に定める条件で、当社と個別契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）より、ウェブサイト月額保守管理に関する業務を請け負います。

第2条（適用範囲）

本約款は、本約款に基づき締結されるすべての個別契約に適用されます。但し、個別契約において本約款と異なる定めをしたときは、この限りではございません。

第3条（本業務）

1 契約者は、ウェブサイト月額保守管理業務（以下、「本業務」といいます。）を当社に委託し、当社はこれを受託します。但し、下記の内容以外につきましては委託の範囲外とします。

- (1) 契約管理ウェブサイトのドメイン取得、維持管理
- (2) 契約管理ウェブサイトのサーバー運用作業

2 契約者が、本約款または個別契約に含まれない業務を当社に委託する場合は別途見積もりといたします。

第4条（契約者の協力義務）

- 1 契約者は、当社に対し、本業務の遂行にあたり必要なテキスト、写真等のデータを都合意された期限までに提供しなければならない。
- 2 前項のデータに不備があった場合、契約者は、当社の求めに応じ、速やかに修正等しなければならない。

第5条（サーバーおよびドメインの管理）

- 1 ホームページの運用に必要なサーバーおよびドメインについて、当社が管理するものとする。ただし、契約者が既にサーバーもしくはドメインの一方または両方を外部サービスと契約締結済みの場合、契約者が管理するものとする。
- 2 前項本文のサーバーおよびドメイン代等の実費は、サーバーもしくはドメインの一方または両方を管理している者が負担する。
- 3 当社はID及びパスワードを厳重に管理しなければならない。
- 4 当社は契約者からID及びパスワードの開示を求められた場合、速やかに提示しなければならない。
- 5 サーバー側の障害に基づくウェブサイトの復旧は、原則として直近のバックアップデータから行いますが、状況次第では更に遡り復旧することがございます。
- 6 契約終了後も、当社は、契約の処理に必要な限度で各管理画面にログインすることができる。

第6条（契約期間と更新）

- 1 契約期間は、個別契約で定めた期間とします。
- 2 契約解除時に当社の管理サーバーから該当ホームページを契約者指定のサーバーに移設したい場合、移管手数料が発生いたします。
- 3 契約期間満了日の1ヶ月前までに、当事者いずれから申し出の無い場合、個別契約と同一の条件および期間で更新されるものとし、以後同様とします。

第7条（業務対価および支払）

- 1 契約者は、個別契約で定める本業務の月額保守料金を当社に支払います。
- 2 初月の利用月の業務対価の日割り計算はいたしません。
- 3 業務対価及び本業務遂行に伴う費用の支払いは、原則として集金代行会社を通じてお支払いいただきます。支払方法は、以下の通りとします。

(1) 集金代行会社の場合※原則

ウェブサイト利用日の属する月の翌月27日に、契約者の指定する銀行口座より毎月引き落としされます。但し、27日が営業日でない場合、翌営業日の引き落としとなります。

(2) 現金支払いの場合 ※特例

当社は、業務対価に係る請求書を発行し、契約者に送付します。尚、支払条件および方法は、下記の通りとします。

支払条件 ウェブサイト利用日の属する月の末日締め翌月末支払い
支払方法 銀行振込

- 4 振込手数料、本業務遂行に要した経費は契約者が負担するものとする。

第8条（納入及び検収）

- 1 当社は、本業務のうち成果物が発生する業務については、都度合意された納期及び納入方法により成果物を納入する。
- 2 契約者は、成果物の納入後7日以内に、その内容を検収の上、その結果を通知する。
- 3 前項の期間内に契約者から当社に対し不合格の通知がなされなかったときは、同期間の満了をもって検収に合格し、検収完了したものとみなす。

第9条（契約不適合責任）

- 1 納入された成果物に種類、品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が発見され、契約者から当社に対してその旨通知された場合、当社は、当該契約不適合について、当社の負担により修補するものとする。
- 2 当社は、前項の修補が困難な場合または過分の費用を要する場合は、修補に代えて代金の減額により追完することができるものとする。
- 3 契約者は、当社から納入された成果物に契約不適合があったことにより直接発生した損害の賠償を請求することができる。ただし、賠償額は契約の半年間分の委託料を上限とする。
- 4 当社は検収完了後1か月以内に契約者から当社に請求があった場合に限り、本条の契約不適合責任を負う。

第10条（再委託）

当社は、本業務を実施するために、当社の裁量にて第三者に本業務の全部または一部を再委託することができ、契約者は当該再委託を予め承諾する。

第 11 条（権利義務の譲渡等の禁止）

契約者及び当社は、予め相手方の承諾を得なければ、契約上の権利義務ならびに契約上の地位を、第三者に譲渡、移転その他の方法により処分してはならない。

第 12 条（著作権等の帰属）

- 1 契約に基づき当社が制作した成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条所定の権利を含む。）を含む一切の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、当社に帰属する。ただし、第三者から提供されたデータ等に関する著作権等は、別段の合意がない限り当該第三者に帰属する。
- 2 当社は、契約者が成果物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
- 3 当社は、契約者が成果物をインターネット上に公開する目的またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
- 4 契約者が成果物を第 2 項または第 3 項の目的以外で使用または改変する場合には当社の許可を得なければならない。
- 5 契約者は、当社の書面による同意なしに成果物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 13 条（秘密保持義務等）

- 1 本約款において「秘密情報」とは、①本業務の内容、②納入物の内容、ならびに、③契約に関し、一方当事者が他方当事者に対して提供した技術上、営業上その他の業務上の情報（開示した当事者の顧客情報を含む。）であって、当該情報を提供する際に、秘密の範囲を特定し、書面その他の物理的な媒体であるか電子ファイルその他の電磁的記録であるかを問わず秘密情報である旨の表示（以下「秘密表示」という。）を明記したものをいう。ただし、口頭により開示した当事者が開示を受けた当事者に開示し、その際秘密である旨告知したときは、開示後 10 日以内に開示内容を文書化して秘密表示を行ったものも秘密情報とする。
- 2 前項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外されるものとする。
 - (1) 開示した時点ですでに公知のもの
 - (2) 開示した後、開示を受けた当事者の責によらずして公知となったもの
 - (3) 開示した時点ですでに開示を受けた当事者が保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、開示を受けた当事者が適法に入手したもの
- 3 秘密情報を複製または改変したものについても、秘密情報として扱うものとする。
- 4 開示を受けた当事者は、秘密情報について、その秘密を保持するものとし、開示した当事者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。ただし、法令もしくは官公署の命令により、開示することが要求され、当該手続上開示する場合はこの限りでないが、この場合、開示した当事者に事前に（ただし、事前通知が不可能な特別の事情がある場合は事後直ちに）通知するものとし、必要最小限の開示に努めるものとする。
- 5 開示を受けた当事者は、秘密情報について、契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、他の目的でこれを使用してはならない。

- 6 開示を受けた当事者は、秘密情報が本業務の遂行上不要となったときまたは開示した当事者から返還等の要請があったときは、遅滞なくこれを開示した当事者に返還または開示した当事者の指示に従った措置（破棄およびその報告等）をとるものとする。

第 14 条（禁止事項）

契約者は、ウェブサイトの公開にあたって次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 第三者の著作権等を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の名誉、信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為
- (3) 第三者の財産権を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者のプライバシー権を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (5) 公序良俗に反する内容の情報、文書及び図画等を公開する行為
- (6) 法令に違反する行為、または違反するおそれのある行為
- (7) その他当社が不適切と判断する行為

第 15 条（中途解約）

- 1 有効期間の定めにかかわらず、契約者および当社は、解約月の前月末日までに契約を解約する旨の通知をすることにより、契約を中途解約することができる。
- 2 契約者による中途解約の場合、解約日から個別契約に定める契約期間満了日までの料金を満額お支払いいただきます。
- 3 中途解約の場合、利用料の日割り計算はいたしません。解約日の属する月の利用料を満額お支払いいただきます。

第 16 条（解除）

- 1 契約者及び当社は、相手方が契約に違反したときは、相当の期間を定めた催告をし、催告期間が終了しても違反が是正されない場合、契約を解除できるものとする。
- 2 契約者及び当社は、相手方に次の各号いずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告を要することなく、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 契約の違反が重大なとき
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 差押え、仮差押え等の強制執行、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 支払停止、または支払い不能に陥ったとき、若しくは手形が不渡となったとき
- 3 前二項の定めにより契約が解除された場合でも、解除権を行使した当事者は損害賠償の請求を妨げられない。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 契約者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、ただちに契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
 - (1) 相手方または相手方の役員が反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

- (5) 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
- 3 契約者及び当社は、自己が前項各号に該当したため相手方が契約を解除した場合、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第 18 条（損害賠償）

- 1 当社および契約者は、本業務の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、個別契約の解除の有無にかかわらず、当該通常かつ直接の損害を賠償するものとします。
- 2 前項の損害賠償の額は、別途相談の上決定するものとします。
- 3 個別契約に基づく契約者の当社に対する委託料支払債務の履行が遅延した場合は、契約者は、当社に対して、支払期日の翌日から支払済みまで年率20パーセントの割合（年365日日割計算）による遅延損害金を加算して支払わなければならない。
- 4 第1項の損害が以下の事由に起因するとき、当社は責任を負いません。
 - (1) 契約者の提供する資料等に誤り等があるとき
 - (2) 資料等が遅延したとき
 - (3) 損害の発生が契約者の指示に起因するとき
 - (4) その他前各号と同視しうる事由が生じたとき

第 19 条（非保証及び免責）

次の各号について、当社は何らの保証をせず、責任を負わない。

- (1) ウェブサイトに掲載された契約者が提供したテキスト、画像等及び契約者の商品・サービス等（以下「掲載情報」という。）の適法性、掲載情報の正確性、ならびに掲載情報の社会的な反響及び各広告媒体等の掲載ポリシー適合性
- (2) ウェブサイトへのアクセス数の増減、検索順位の上下、お問い合わせ等の発生
- (3) サーバーのメンテナンス、障害発生その他当社の責めに帰すべき事由によらずにウェブサイトの閲覧ができない状態になること
- (4) 当社の責めに帰すべき事由によらないデータ等の破損、消失
- (5) 契約者が編集を行ったことによる不具合、故意・過失によるデータ等の破損
- (6) 契約者が当社に提供したデータおよびコンテンツ公開による第三者からの訴訟
- (7) 閲覧者からのクレーム
- (8) 契約者がウェブサイト上に掲載した商品およびサービスの適法性
- (9) ウェブサイトの運営にあたり必要な特定商取引法表示およびプライバシー・ポリシー等の表記の適法性
- (10) サーバー運用事業者の責によるサーバー上のデータ紛失および動作不良による影響
- (11) 自然災害、伝染病、戦争、内乱、テロ、火災、労働争議などの非常事態によって生じた損害
- (12) 法改正による影響

第 20 条（余後効）

個別契約の終了後といえども、本約款は有効に存続し、当社および契約者を拘束するものとします。

第 21 条（準拠法）

本約款または個別契約の効力および解釈等については日本国法が適用されます。

第 22 条（管轄裁判所）

本約款または個別契約に関し、紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的な管轄裁判所とします。

第 23 条（協議事項）

本約款または個別契約に関し、定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、本約款または個別契約の当事者は、互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

附則 本約款は2023年11月1日から施行されます。